

2015年12月18日

Japan tax alert

EY税理士法人

英国2016年度 財政法案発表

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

2015年12月9日、英国政府は2016年度財政法案を発表しましたが、それは脱税を阻止し、租税回避に対抗し、企業が租税の公正な分担を支払う取組みを継続するという明白なメッセージを示しています。諸施策の多くは、パブリックコンサルテーションにおいて既に公表されており、特に目新しいものはありませんが、法案ではこれまでに検討されてきた諸施策の詳細が記載されています。

新しい規則はBEPSプロジェクトと連携していますが、BEPS行動計画の勧告の直接的な結果としての改正事項が含まれています。法制化は、英国法人税率の2018年4月からの19%への引下げなどすでに発表された改正点とともに、法人税の中間納付期限の繰上げなどのように現在検討されている改正点も背景にして適用されます。英国で事業を行う日本の大企業に影響を及ぼすと思われる点としては、今後の2年間で日本のタックスヘイブン対策税制のリスクが増大し、より早期の法人税納税が必要となり、英国における税務戦略に関する透明性の向上が要求されるようになる点などが挙げられます。また知的財産権を保有する企業にとっては、パテントボックス税制に関する一定の分析が必要となります。

大企業の透明性確保

これらの規則は、合算した売上高が2億ポンド超かつ貸借対照表上の総資産が20億ポンド超の英国企業グループ及びサブグループ(シニア・アカウンティング・オフィサーに関する適用の定義とほぼ同様)に適用されます。適用対象企業は、その税務戦略を会計年度中にインターネット上で公表しなければなりません。これには英国税制に関するリスク管理及び統制への取組み、英国に影響する範囲における税務プランニング及びリスクへの姿勢、そしてHMRCへの対応方針が含まれます。この規則に反した場合は定額のペナルティが課され、最悪の場合、非協力的な企業に対する新たな特別措置によって、税務上のクリアランスを得ることやその他の税務上の恩典を制限されることがあります。

パテントボックス

法案はまた、OECDガイダンスに沿った新しいパテントボックスの計算規則を提示しています。旧制度は2021年7月まで経過措置として有効ですが、旧制度の適用を受けるためには英国に対する知的財産権のライセンス供与又は移転を2016年1月2日までにを行う必要があります。新制度では、パテントボックスを適用する前に修正ネクサスアプローチを適用することになり、この場合、概ね、英国内で発生した研究開発費の世界全体の研究開発費に対する割合にいくつかの調整を加えたものを、その研究開発に関連する将来のIP所得に適用します。これにより、IP所得に対する研究開発費の追跡把握が必要となります。新制度の下では、一定の状況で恩典が軽減される可能性があること、そして非常に複雑性が増すことを考慮した場合、可能であれば、現行の制度を選択する方が有利となる場合が多いと思われる。

ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメント

ほとんどの日本企業には適用されないと思われるが、ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントから企業が恩恵を受けることのないように、新しい規則が導入されました。現行の規則は、ごくわずかな状況に限り、英国のグループ企業がハイブリッド・アレンジメントを適用できるようにするものでしたが、ベストプラクティスの導入によって、これらの規則はより厳密にBEPS行動計画2の勧告に沿ったものとなります。

その他の企業税制関連の諸施策

財政法案に含まれるその他の企業税制関連の諸施策には、ある種のアレンジメントがもたらす想定外の税務上の結果を排除するための、一定のデリバティブについての法人税法上の金融所得関連税制(loan relationship rules)の改正が含まれます。これらはデリバティブについての事実関係に基づいて検討すべき非常に個別的な規則です。

最後に、新たに税額の60%のペナルティを導入し、一般租税回避防止規定(GAAR)の抑止効果を強化する法制、そして雇用関連税制の改正には、現物給与規則の修正、従業員持株スキームの簡素化と年金規則の改正があります。建設業界スキームの下で事業を行う企業もまた、新しいコンプライアンス規則の対象となります。

個人所得税の側面では、英国での15年滞在後のみなし永住(domicile)に関する新しい規則、配当課税の改正、及び非課税の個人貯蓄控除の導入があります。

全般的に諸規則は、英国をBEPSプロジェクトに速やかに連携させるものであり、BEPS行動計画の多くが財政法案、コンサルテーション及びその他の税制改正に明らかに反映されている点が見られます。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20151218

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp